

2 人事行政の運営等の状況



(平成 31 年伊豆島田分署起工式)

人事行政の運営等の状況

富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下、「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例第3条及び第5条各号の項目について、本消防年報に掲載する。

なお、条例第2条及び第4条の規定により、本消防年報に関しては、平成30年度の人事行政の運営等の状況について掲載する。

任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用者数

区分	人数
	平成 30 年 4 月 1 日
消防吏員	消防組合
	9 【0】

※ 【 】 は内数で再任用職員を示す

(2) 職員数

区分	職員数 (人)	
	平成 30 年度	平成 29 年度
消防職員	250 【1】	249 【1】
うち女性職員	5	4

※ 【 】 は内数で再任用職員を示す

(3) 再任用の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平成 30 年度	平成 29 年度
消防吏員	採用者数 (平成 30 年 4 月 1 日)	採用者数 (平成 29 年 4 月 1 日)
	0	1
	任期更新 (平成 30 年 4 月 1 日)	任期更新 (平成 29 年 4 月 1 日)
	1	0

人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

人事評価制度は、地方公務員法第23条の規定に基づき、人事管理の基礎とするほか、職員の能力向上を図り、意識改革を進めるとともに、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションを活性化させることを目的として実施しています。

給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成29年度決算)

住民基本台帳人口（人） （平成30年1月1日現在）	歳出総額 A （千円）	人件費 B （千円）	人件費率 B/A （%）
206,697	2,709,057	2,059,065	76.0

(注) 住民基本台帳人口は、三島市、裾野市及び長泉町の合計である。

(2) 職員給与費の状況

(平成29年度決算)

職員数 A （人）	給与費（千円）				一人当たり 給与費 B/A （千円）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
248	906,258	315,142	373,333	1,594,733	6,430

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	初任給の額
大学卒	192,300円
高校卒	156,800円

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成30年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
37.3歳	303,644円	395,709円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(5) 行政職の級別職員数及び給料表の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	階級	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	消防士の職務	消防士	20	8.0
2級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	消防士 消防副士長	70	28.1
3級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務	消防副士長 消防士長	38	15.3
4級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務	消防士長 消防司令補	42	16.9
5級	係長、副分遣所長又は主任の職務	消防司令補	32	12.9
6級	統括主幹、課長補佐、室長、当直司令、分遣所長又は主幹の職務	消防司令	33	13.2
7級	1 課長又は消防署長の職務 2 課長、副参事又は消防副署長の職務	消防司令長 消防監	12	4.8
8級	1 消防長の職務 2 消防次長又は参事の職務	消防監 消防正監	2	0.8

(6) 期末手当・勤勉手当

富士山南東消防組合	国
一人当たり平均支給額(29年度) 1,499千円	—
29年度支給割合 () は再任用職員 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45)月分 (0.85)月分	29年度支給割合 () は再任用職員 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%

(7) 退職手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

富士山南東消防組合	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 制度なし) 一人当たり平均支給額 20,516 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 支給月数は、静岡県市町総合事務組合の規定に基づくものです。

(8) 地域手当

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29 年度決算)	57,627 千円
支給職員一人当たり平均支給年額 (29 年度決算)	231,433 円
支給率	6%
支給対象職員数	250 人

(9) 特殊勤務手当

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29 年度決算)		22,405 千円		
支給職員一人当たり平均支給年額 (29 年度決算)		107,198 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29 年度)		84.3%		
手当の種類 (手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 29 年度決算	左記職員に対する支給単価
深夜勤務手当	消防吏員	交替制勤務を行う者のうち、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。)に消防業務に従事したもの	11,789 千円	1 勤務につき 500 円
救急出動手当		救急業務に従事した者	7,100 千円	1 件につき 250 円
救急救命士手当		救急救命士法による救急救命士免許を有し、救急業務に従事した者	3,516 千円	1 件につき 250 円

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

区分	毎日勤務者	交代制勤務者
勤務時間	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	4 週間を平均して 1 週間につき 38 時間 45 分とし、午前 8 時 30 分までの間において、所属長が定める。
休憩時間	正午から午後 1 時まで	勤務時間の途中において 1 時間ずつ 2 回とする。また、午後 8 時から翌日午前 7 時 30 分までの間において 6 時間 30 分の睡眠時間を与えるものとし、その割振りは、所属長が定める。
週休日	日曜日及び土曜日	4 週当たり 8 日とし、その割振りは所属長が定める。

情報公開請求の状況

(平成 30 年度)

公開請求件数		4	件
	義務的開示	4	件
	任意的開示	0	件
請求に対する処理状況件数		4	件
	全部開示	1	件
	一部開示	3	件
	請求拒否	0	件
	請求取下げ	0	件
	その他	0	件

